二七〇　国立水産大学の施設及び訓練機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　二

二七一　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aに係る日本国による留保の撤回に関する件　一八　五

二七二　不正取得された無効旅券の告示　一八　五

二七三　航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の効力発生に関する件　一八　165　四三

二七四　バングラデシュ人民共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　一八　165　四三

二七五　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二三　168　一九七　二

二七六　二千七年の国際コーヒー協定の有効期間の延長に関する件　二四　二

二七七　地震被災地域における復旧・復興計画のための贈与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二

二七八　イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二四　二

二七九　アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二四　二

二八〇　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二

二八一　千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の附属書の改正に関する件　三一　六

○財務省

一七四　酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を改正する告示　一　四

一七五　財務省所管の補助金等の交付に関する事務を国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）に委任した告示　一　四

一七六　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件　一　五

一七七―一八三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　二　151　六四

一八四―一八六　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　156　一九

一八七―一八九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　156　二五

一九〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　156　二六

一九一―一九六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　160　七

一九七　中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　二二　三

一九八　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件　二五　六

一九九　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二五　六

二〇〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　六

○財務省、厚生労働省、農林水産省

一　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件　三一　六

○財務省、農林水産省

一七　中小漁業融資保証法第二条第三項第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件　一　三

一八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　二

一九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

二〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

○財務省、経済産業省、農林水産省

三　株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事業所の所在地を変更する公示　二五　六

○財務省、経済産業省

一〇　事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　二

○国税庁

一五　個人情報の保護に関する法律施行令第二十七条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　四　三

一六　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　四　三

一七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件　四　三

○文部科学省

五七―五八　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　九　157　一

五九　学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件　九　157　四